

平取町外 2 町衛生施設組合からのお知らせ

直接搬入事業所登録制度について

平取町外 2 町衛生施設組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の改正により、現在、事業所から搬入される事業系一般廃棄物に産業廃棄物の混入があることや分別の徹底ができないことから、ごみを搬入する全ての事業所（個人事業者を含む）について、直接搬入事業所登録を実施します。令和 2 年 9 月 1 日より未登録の事業者のごみの搬入は一切受け付けできませんので、ご注意願います。

■登録方法について

- ① 直接搬入事業所登録申請書の提出
- ② 誓約書の提出
- ③ 申請書、誓約書様式は窓口配布もしくは、HP 掲載

■申請書受付開始について

令和 2 年 6 月 1 日から受付開始

■登録証交付開始について

令和 2 年 8 月 1 日から交付開始

■直接搬入事業所登録制度の開始について

令和 2 年 9 月 1 日から制度開始

※お問い合わせは

平取町外 2 町衛生施設組合 01457-2-2024